



佐賀県公報

平成16年
11月26日
(金曜日)
第 12538号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次 告 示

- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更（七〇六・障害福祉課）一
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更

（七〇七・
”
）一

- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更

（七〇八・
”
）一

- 道路の区域の変更

（七〇九・道
路
課）二

- 新たに生じた土地の確認

（七一〇・市
町
村
課）二

- 字の区域の変更

（七一一・
”
）二

- 超純水製造システムの製造に係る一般競争入札

（新
産
業
課）二
(商
工
課)四
(まちづくり推進課)五

- 大規模小売店舗の新設に関する公示

- 開発行為に関する工事の完了

○ 告 示

サ ー ビ ス の 種 類	児童居宅介 護	事業所の名称	所 在 地	変 更 年 月 日
		ふくしの家ケアサポートそ ら	佐賀市東佐賀町一六番 二号	平成一六・ 一〇・一
	旧	新		
	号	佐賀市愛敬町一三番六		

●佐賀県告示第七百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

サ ー ビ ス の 種 類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
身体障害者 居宅介護	ふくしの家ケアサポートそ ら		
旧	新		
号	二号	佐賀市東佐賀町一六番 二号 佐賀市愛敬町一三番六	平成一六・ 一〇・一

●佐賀県告示第七百八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

平成十六年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

種類 サービスの 知的障害者 居宅介護	事業所の名称 ふくしの家ケアサポートそ ら	所在地 新 佐賀市東佐賀町一六番 二号	変更年月日 平成一六・ 一〇・一
●佐賀県告示第七百九号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を表示した図面は、平成十六年十一月二十六日から平成十六年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。	平成十六年十一月二十六日
佐賀県知事 古川康	道路の種類 及び路線名 区間	道路の区城 後の別前	佐賀県告示第七百九号
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四五番七地先まで 藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四五番七地先まで	後 メートル員 幅 メートル 延長	前 一八・四 四六・〇 一七・七 二〇四・八

長から届出があつた。

●佐賀県告示第七百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間		区 域
	区	間	
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四四五番七地先まで	藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四四五番七地先まで	
藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二 四六三番一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二 四五番七地先まで	後	前	後の 変更 別前
前	後	前	幅 メートル 員
一八・四	四六・〇	一七・七	四六・〇
二〇四・八	二〇四・八	二〇四・八	延 メートル 長

●佐賀県告示第七百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町

次のとおり一般競争入札に付します

平成16年11月26日

收支等命令者

○
公
告

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
超純水製造システム 一式

- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

- (4) 納入期限
平成17年3月15日

- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当
電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

- (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できること。

きると認められること。

- (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることと認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

- (1) 期間
平成16年12月3日まで

- (2) 場所
上記2の部局

5 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成16年12月3日16時までに上記2の部局に提出すること。

- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

- (1) 場所
上記2の部局

- (2) 期限
平成16年12月8日 17時

- (3) 提出方法
書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

- (1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟31号北会議室

- (2) 期限
平成16年12月9日10時

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所

上記7の(1)の場所
(2) 日時
平成16年12月9日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者

- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作成した者
- (4) 1人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条
第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同
条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年11月26日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)メリーランド武雄

武雄市朝日町大字甘久字丁ノ坪1276番地 外23筆
(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者
有限会社武雄ボウリングセンター

代表取締役 清本 賢介
武雄市朝日町大字甘久1331番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行なう者
(ア) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(イ) 株式会社しまむら
代表取締役 藤原 秀次郎
さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(ウ) 株式会社大創産業
代表取締役 矢野 博丈
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(エ) 昭和自動車株式会社
代表取締役 金子 晴信

唐津市千代田町2565番地5	24時間
(オ) その他 未定	駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(3) 大規模小売店舗の新設をする日	敷地南側 2か所
平成17年6月30日	エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後11時まで
(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	5,869平方メートル
(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	2 届出年月日 平成16年10月29日
ア 駐車場の位置及び収容台数	3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
イ 駐輪場の位置及び収容台数	(2) 縦覧期間 平成16年11月26日から 平成17年3月25日まで
ウ 店舗周辺 149台	4 その他
ヴ 荷さばき施設の位置及び面積	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。
エ 敷地東側建物東側 66.0平方メートル	_____
敷地北東側建物西側 85.8平方メートル	_____
敷地北西側建物西側 49.0平方メートル	_____
合計 200.8平方メートル	_____
工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
敷地東側建物北側 13.5立方メートル	平成16年11月26日
敷地北東側建物内西側 39.8立方メートル	佐賀県知事 古川 康
敷地北側建物内西側 6.7立方メートル	1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市宿町字原田948番1、948番10、948番15から948番17まで及び960番
敷地西側建物北側 7.5立方メートル	24時間
合計 81.0立方メートル	2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 7
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
イ 來客が駐車場を利用することができる時間帯	

申購
読
料
込
先
一
か
年
一
八、
八
〇
〇
円(送
料
共)
佐
賀
県
経
営
支
援
本
部
総
務
法
制
課

鳥栖市宿町1070番地1
井邊 正義

平成十六年十一月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)